令和９年度屋久島町育英奨学生募集要項

屋久島町教育委員会

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

１　屋久島町では、高等学校、高等専門学校又は大学（短期大学、大学院含む）並びに専修学校に進学する方及び在学する方を対象に奨学生の募集を行います。

２　奨学金を希望する場合は、申請書類等を下記から受領し定められた期日までに提出してください。

【申請書備付場所】
（１）教育委員会教育総務課（役場本庁）
（２）役場出張所（永田・宮之浦・安房・尾之間・栗生）
（３）屋久島高等学校
（４）町内各中学校
（（３）及び（４）については在校生のみ受取可能です。）

３　この奨学金の貸与を受けた場合は、貸与終了後に必ず「返還する義務がある」ことをご理解いただいたうえで申請してください。

【募集期間】
令和８年１１月２日（月）～令和９年１月２９日（金）

令和９年度屋久島町育英奨学生募集要項

令和９年度高等学校及び大学等の奨学生を次のとおり募集します。

１　趣旨

この奨学制度は、学業及び人物が優良で向学心があるにもかかわらず経済的理由により、修学が困難な生徒に対して奨学資金の貸与を行うものです。

２　応募の資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）屋久島町内に３年以上在住している者の子弟。

（２）学校教育法第１条に規定する高等学校、高等専門学校又は大学（短期大学、大学院含む）並びに学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する者

（３）学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難である者。

※ 選考基準などは、４～６ページの「屋久島町奨学生選考基準」で確認してください。

３　奨学生の種類・貸与月額

種　　類		貸与月額
（１）	屋久島高等学校へ在学している者又はしようとする者	10,000 円
（２）	屋久島高等学校以外の高等学校及び高等専門学校に在学している者又はしようとする者	20,000 円
（３）	大学並びにこれに準ずる学校等に在学している者又はしようとする者	30,000 円

４　貸与期間及び返還

（１）貸与期間

ア　貸与を決定した月から貸与を受けている者が在学する正規の修学期間を終了する月までです。

イ　奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌日から貸与を休止または取り消します。

ウ　奨学生となった後に「上記２」の資格を欠くに至った時は、原則貸与を取り消します。

（２）返還

卒業の日から起算して６か月を経過した日の属する月の翌月から次表に掲げる期間内にその金額を月賦、半年賦、年賦で返還することになります。

【返還期間】

区　　分	期間
高等学校在学期間中に貸与を受けた者	６年
高等専門学校在学期間中に貸与を受けた者	８年
大学及び専修学校在学期間中に貸与を受けた者	８年
高等学校又は高等専門学校の在学の期間、及び大学又は専修学校の在学の期間を通じて貸与を受けた者	10 年

5　提出書類

書類名		作成者
(1)	奨学資金貸与申請書（第１号様式）	【本人・保護者が作成】
(2)	推薦調書（第２号様式） ※ 学業成績欄の記載が難しい場合は、成績を証明できる書類を添付してください。	【在学する学校長が作成】
(3)	所得・課税証明書※１ 同一世帯における就学者以外全員分の令和７年度所得・課税証明書（収入が０円でも必要です。）	【市区町村役場の税務関係窓口で証明書を作成】
(4)	納税証明書※２ ※ 令和６年度～令和８年度までの３年分で、同一世帯において課税されている方の全員分	〃
(5)	令和９年度屋久島町育英奨学生募集申請用チェックシート	本人・学校担当者等

※　５（３）については、令和８年１月１日現在において住所を有している市区町村役場で証明書を発行しますのでご注意ください。
※　５（４）については、現在お住まいの市区町村役場で証明書の発行を受けてください。
（３）及び（４）につきましては、各市区町村で手数料が異なります。

6　募集期間
令和８年１１月２日（月）から令和９年１月２９日（金）まで

7　採用者の決定等
屋久島町奨学資金貸付審査会で選考・決定（２月予定）し、奨学生採用通知書により通知いたします。
また、決定後には、本人、保護者及び教育総務課奨学資金担当の三者による面談を３月中に行いますのであらかじめご了承ください。

8　提出先

【担 当 課 名】	屋久島町教育委員会　教育総務課
【住　　所】	〒891-4207　鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

※屋久島町役場各出張所の窓口に提出していただいても構いません。

9　お問い合わせ先

【電 話 番 号】	0997-43-5900（代表）内線 318 番
【ﾌｧｯｸｽ番号】	0997-43-5905
【E－ｍａｉｌ】	kyouiku@town.yakushima.kagoshima.jp

屋久島町奨学生選考基準

1　学業成績による制限

(1) 高校予約　中学校の評定で、全履修教科の平均値が3.0以上であること。

(2) 高校在学　入学後申請時までの全履修科目の平均値が3.0以上であること。

(3) 大学予約　高校の評定で全履修科目の平均値が3.0以上であること。

(4) 大学等在学　入学後申請時までの全履修科目の成績の過半数が良以上又はＢ以上であること。

2　経済的理由による修学困難な者の認定

その者の属する世帯の所得税法による前年分の総所得金額（世帯員の所得金額の合計額）が、「別表第１」の収入基準額以下であること。ただし、「別表第２」に定める特別の事情のある世帯については、その世帯の総所得金額から特別控除額をそれぞれ控除した額をその世帯の総所得金額とみなす。

3　その他の制限

(1) その者の属する世帯に町税等の滞納がある場合

(2) その者の属する世帯に奨学資金返還の滞納がある場合

別表第１

収入基準額表

区　　分		収入基準額
世帯人員	１人	178万円
	２人	282万円
	３人	328万円
	４人	355万円
	５人	382万円
	６人	402万円
	７人	422万円

備考　世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに20万円を世帯人員７人の収入基準額に加算する。

別表第２

特別控除額表

<table>
<tr><th>特 別 の 事 情</th><th colspan="5">特　別　控　除　額</th></tr>
<tr><td>(1) 母子・父子世帯</td><td colspan="5">49万円</td></tr>
<tr><td rowspan="12">(2) 就学者のいる世帯（児童・生徒・学生１人につき）</td><td colspan="2">小学校</td><td colspan="3">8万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">中学校</td><td colspan="3">16万円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校</td><td>国・公立</td><td>28万円</td><td>47万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>41万円</td><td>60万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等専門学校</td><td>国・公立</td><td>36万円</td><td>55万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>60万円</td><td>80万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大学（短期大学を含む）</td><td>国・公立</td><td>59万円</td><td>102万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>101万円</td><td>144万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専修学校</td><td rowspan="2">高等課程</td><td>国・公立</td><td>17万円</td><td>30万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>37万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門課程</td><td>国・公立</td><td>22万円</td><td>65万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>72万円</td><td>115万円</td></tr>
<tr><td>(3) 障害者のいる世帯</td><td colspan="5">障害者１人につき　　86万円</td></tr>
<tr><td>(4) 長期療養者のいる世帯</td><td colspan="5">療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額</td></tr>
<tr><td>(5) 主たる家計支持者が別居している世帯</td><td colspan="5">別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。</td></tr>
<tr><td>(6) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯</td><td colspan="5">日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額</td></tr>
<tr><td>(7) 父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯</td><td colspan="5">父母以外の者の所得者１人につき38万円。ただし、その所得金額が38万円未満の場合は、その所得金額</td></tr>
</table>

備考１　「(2) 就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に申請者本人を含める。

２　該当する特別の事情が２つ以上ある場合は、それらの特別控除額を合わせて控除することができる。

◎　家計についての留意事項

１　世帯人員の認定

本人の属する世帯とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族の世帯をいい、次の各号を含む。

(1) 同一の住居に居住している家族は同一世帯とする。

(2) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯とする。

ア　主たる家計支持者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。

イ　就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。

（注）別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は世帯人員から除外する。

２　所得金額、特別控除額及び認定所得金額

(1) 所得金額

同一世帯員の１年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。

(2) 特別控除額

前記(1)の所得金額から控除することを認められた金額をいう。

(3) 認定所得金額

前記(1)の所得金額から、(2)の特別控除額を控除した金額（万円未満切捨）をいう。

３　所得の種類別による所得金額

(1) 給与所得

俸給、給料、賃金、報酬、年金、恩給並びに賞与及び、これらの性質を有する給料等の収入金額（源泉徴収票にいう支払金額）をもとにして、次の計算式によって得られた金額

ア　収入金額が329万円以下の場合は、所得金額を０とする。

イ　収入金額が330万円以上400万円以下の場合

収入金額 × 0.8 － 263万円 ＝ 所得金額

ウ　収入金額が401万円以上878万円以下の場合

収入金額 × 0.7 － 223万円 ＝ 所得金額

エ　収入金額が879万円以上の場合

収入金額 － 486万円 ＝ 所得金額

（注１）収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てる。

（注２）給与所得者が２人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

（注３）同一人が２か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。

（注４）同一人が２か所以上から収入があり、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については上記計算式により、給与以外の所得の場合は、下記(2)により算出する。

(2) 給与所得以外の所得

商業、工業、林業、水産業、農業、その他の職業による所得金額は、町長が証明する資力調書又は所得証明書により証明された所得額を所得金額とする。

第１号様式（第３条関係）

育英奨学資金貸与申請書記入例

育英奨学資金貸与申請書	決　定	年　高・大第　　号

在学学校名	鹿児島県　　市町村　立 屋久島　高等学校在学 中学校在学	氏名	フリガナ　まるまる　たろう 〇〇　太郎　　男・女 平成２０年９月〇日生（満１８歳）

進　学　希　望　校

第1	立	高校・高専 科	第2	立	高校・高専 科
	国立　□□　大学 専修・専門学校 経済学部　経営　科			私立　▲▲　大学 専修・専門学校 経済学部　経済　科	

本　籍	鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間〇番地〇
家族住所	〒891-4311　電話 0997（00）1234 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房〇番地〇
高等学校等入学後又は現在の本人の住所	〒　電話　（　） 上記「家族住所」欄と同じ
入学・卒業	令和　９年　４　月入学　令和１３年　３　月卒業予定
貸与希望期間	令和　９年　４　月から　令和１３年　３　月まで

家　族　状　況（別居者は、続柄を△で囲む。）

家族構成		続柄	氏　名	年齢	職業及び勤務先		
	就学者以外	父	〇〇　一郎	48	自営業（小売業）		
		母	〇〇　春子	45	看護師（〇〇病院）		
	就学者	続柄	氏　名	年齢	在学学校名及び学年	現在受けている又は予約している奨学金 種類	貸与月額
		本人	〇〇　太郎	18	屋久島高等学校　第３学年	日本学生支援機構	予約・受給
		△兄	〇〇　三郎	20	国立〇〇大学　第３学年	日本学生支援機構	予約　受給　〇〇　円
		弟	〇〇　五郎	13	安房中学校　第１学年		予約・受給
					第　学年		予約・受給

家族の生活状況及び育英奨学資金を必要とする理由			
申請者が奨学金を必要とする理由及び、その学校等でどのようなことを学びたいかなど具体的に詳しく記入すること。	特別控除の内容	病　名	
		病　状	
		期　間	
		療　所	
	天災等による災害	原　因	
		時　期	
		災害内容	
		そ の 他	

火災風水害等の被害を受けた世帯や長期療養者のいる世帯がある場合に記入します。該当があると思われる方はお問い合わせください。

本人の履歴					
令和　3年　3月	熊毛	市・郡	屋久島	町・村	安房　小学校卒業
令和　6年　3月	熊毛	市・郡	屋久島	町・村	安房　中学校卒業
令和　6年　4月	熊毛	市・郡	屋久島	町・村	屋久島　高等学校入学
年　月		市・郡		町・村	高等学校卒業
年　月		市・郡		町・村	大学入学

屋久島町育英奨学資金基金条例に基づく奨学生として採用のうえ、育英奨学資金を貸与してくださるよう申請します。

令和８年○月○日　← 記入した日

本人の署名・押印

本　人　氏　名　○○　太郎　㊞

保護者（連帯保証人）

住　所　熊毛郡屋久島町安房○番地○

氏　名　○○　一郎　㊞

保護者の署名・押印

屋久島町長　○○　○○　様

本人・保護者の署名は必ず自署し、押印は同一の印鑑を使用しないこと。また、シャチハタ印を押印することは認めません。